

第144号議案

新城市つくで手作り村の指定管理者の指定

新城市つくで手作り村の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
新城市つくで手作り村	有限会社つくで手作り村	平成31年4月1日から
新城市作手清岳字ナガラ ミ10番地2	新城市作手清岳字ナガラ ミ10番地2	平成36年3月31日まで